



令和7年度狩猟免許試験 受験案内

はじめにお読みください【重要】

- 試験の申込は、**先着順**です。また、申請受付期限前であっても、申請状況により早期に締め切る場合があります。
- 申請は電子申請及び窓口申請のみです。
 - ・ **電子申請**での手続きを御希望の方は 5 ページ～7 ページを御参照いただき、必要書類の準備、申請をお願いいたします。
 - ・ **窓口申請**での手続きを御希望の方は 8 ページ～9 ページを御参照いただき、必要書類の準備、申請をお願いいたします。

「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用し、申請から手数料の納付、受験票の受け渡し（PDF 形式のデータ）まで行います。あらかじめ、ネットワーク環境及び印刷環境を御確認ください。
- 窓口申請では、手数料の納付は原則キャッシュレス決済となります。本案内の 9 ページに記載されているキャッシュレス手段を御用意の上来所してください。
- 受験に当たっては次の点に御協力ください。
 - ・ 受験当日の朝には各自で検温し、発熱やせきなど体調不良の場合は受験を控えるようお願いします。ただし、納付済みの申請手数料は返還できません。
 - ・ 試験会場にある消毒薬で手指を消毒するなど、感染防止対策の徹底に御協力をお願いします。
- 15 ページ記載「14 諸注意」に記載の内容について、御理解いただいた上で、お申込みください。

1 免許の区分

狩猟免許は、猟法の種類により以下の4種類に区分されています。

免許の種類	猟法の種類
網猟	網を使用する猟法（むそう網、はり網、つき網及びなげ網）
わな猟	わなを使用する猟法（くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな）
第一種銃猟	装薬銃を使用する猟法、空気銃を使用する猟法
第二種銃猟	空気銃を使用する猟法

※ 1回の試験につき、受験できる免許は1種類です。

※ 免許の種類ごとに、試験内容は異なります。

2 受験資格

埼玉県に住所を有している方が受験できます。

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- 試験日当日において、網猟及びわな猟にあっては18歳に満たない方。第一種銃猟及び第二種銃猟にあっては20歳に満たない方。
- 次に掲げるいずれかの病気にかかっている方
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ 上記のア、イ、ウに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒の方
- 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い方
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない方
- 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない方
- 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとしたため狩猟免許試験の受験を禁止されている方

3 試験と受付の日程

試験は下記のとおり、全部で6回開催します。

夏季日程 受付開始日：令和7年6月2日(月)

回	申請できる免許の区分	試験日	会場	申請受付期限	
				電子申請 (上段：申請期限、 下段：書類期限【必着】)	窓口申請
1	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	令和7年 7月18日 (金)	県民活動 総合 センター	6月16日(月) 6月19日(木)	6月25日 (水)
2		7月26日 (土)		6月30日(月) 7月3日(木)	7月9日 (水)
3		8月20日 (水)	東松山市民 文化 センター	7月22日(火) 7月25日(金)	7月30日 (水)
4		9月7日 (日)		8月4日(月) 8月7日(木)	8月13日 (水)

冬季日程 受付開始日：令和7年11月25日(火)

回	申請できる免許の区分	試験日	会場	申請受付期限	
				電子申請 (上段：申請期限、 下段：書類期限【必着】)	窓口申請
5	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	令和8年 1月31日 (土)	県民活動 総合 センター	12月15日(月) 12月18日(木)	12月23日 (火)
6	わな猟	2月6日 (金)	東松山市民 文化 センター		

※ 書類提出期限は、必着期限です。期限内に到着しなかった場合は受験できません。

※ 第1回から第5回の定員は130名、第6回試験の定員は90名です。

※ 受付は先着順とし、申請状況により早期に締め切る場合があります。

※ 各回の試験で申請できる免許は、いずれか1種類のみです。

※ 申請については、「7 提出書類及び申請方法」をお読みください。

4 試験当日の日程

- (1) 受 付 9:15～10:00
- (2) 知識試験・適性試験 10:10～12:10
- (3) 技能試験 12:50～16:30 (知識試験及び適性試験の合格者のみ)

※ 試験時間は、諸注意等の説明時間を含みます。

※ 試験開始時間から 15 分経過した後は、試験会場への入室は認めません。

※ 技能試験の終了時間は前後することがあります。

5 試験の会場

○県民活動総合センター（北足立郡伊奈町内宿台六丁目 26 番地）

埼玉新都市交通ニューシャトル「内宿駅」から徒歩約 15 分
(同駅より無料送迎バスも出ています。)

○東松山市民文化センター（東松山市六軒町 5 番地 2）

東武東上線「東松山駅」東口下車徒歩約 20 分
バスを御利用の場合は、東松山駅東口バス乗り場から「パークタウン五領行き」に乗り、
「市民文化センター」下車。

※ 会場へは原則公共交通機関でお越しください。やむを得ず自家用車等を利用する場合は、必ず会場の駐車場を御利用ください。(無関係の施設等への駐車や路上駐車はおやめください)

※ 試験について、会場へのお問合せは御遠慮ください。

6 狩猟免許申請書の提出

※ 狩猟免許申請書を申請受付期限までに提出しない場合、受験できません。

※ 入手方法は「8 狩猟免許申請書（受験申込用紙）の入手方法」を御確認ください。

(1) 提出先

お住まいの市町村を管轄する環境管理事務所（この案内 16 ページの別表を参照）。

(2) 提出方法

次のいずれかの方法。ただし、いずれの場合も受付期限までに必着。

- ・ 電子申請（「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用する。）→5 ページ～ 手続参照
- ・ 窓口申請（環境管理事務所に持参する。）→8 ページ～ 手続参照

7 提出書類及び申請方法

○電子申請

<申請の流れ>



(1)申請準備

必要に応じて、以下のものをお手元に御用意ください。

① 次の ア・イ のうち、御自身の状況に応じたいずれか1つの書類【必須】

ア 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可証（写し）（上記規定による許可を受けている場合）

※ 以下の条件を満たしていること。

・許可証の交付年月日が申請日から起算して3年以内であること。

※ 顔写真が貼付されているページを使用するので、各種欠損等がないか確認すること。

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号に該当しない者であることを証する医師の診断書（原本）

（アに示した規定による許可を受けていない場合）

※ 以下の条件を満たしていること。

・医師（診療科は問わない。ただし歯科医師は除く。）が発行したものであること。

・申請日から起算して3か月以内に発行されたものであること。

・医療機関の所在地、名称、医師名が明示されていること。

※ 診断書の様式は、この案内の末尾に付属していますので、御活用ください。

※ 県では、診断書が発行可能な医師の紹介は行っておりません。

※ 受験ができなかった場合でも、診断書取得に要した経費等は補償できません。

※ 令和7年度の埼玉県の手銃免許試験及び手銃免許更新の申請時に有効な診断書を提出し受理されている場合、年度内の試験の申請に限り、診断書を省略可能とします。

② 顔写真（白黒可）

スマートフォン等で撮影した画像データを用意してください。

※ 申請前6か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身（頭から胸まで）、無背景のものに限ります。

※ 画像編集ソフトで加工された画像などは、受け付けできない場合があります。

③ 狩猟免許郵送用レターパックプラス

(※郵送による免許交付を希望される方のみ必須)

※ 提出が確認できない場合、狩猟免許はお住まいの市町村を管轄する環境管理事務所（別表参照）の窓口で交付します。

※ 未受験又は不合格となった場合で、提出したレターパックプラスの返却を希望する場合は、合格発表から1か月以内に、提出した環境管理事務所へ御連絡ください。なお、それ以降に御連絡いただいた場合は対応できません。

④ 手数料 5,200 円と納付手段【必須】

(ただし、申請時点で既に他の種類の狩猟免許を所持している方は 3,900 円。)

※ 利用可能な電子納付の支払方法は次のとおりです

支払方法	決済ブランド	備考
クレジットカード デビットカード	Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club	左記ブランド以外は使用できません。
コード決済	PayPay、au PAY、d 払い	
ペイジー	対象の金融機関 A T M やインターネットバンキングで納付	

(2) 「埼玉県電子申請・届出サービス」での申請

パソコンやスマートフォンなどから、次の URL (https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay) 又は右下の二次元コードからアクセスし、検索キーワードに「**狩猟免許試験**」と入力して絞り込みで**検索する**を選択してください。

「埼玉県電子申請・届出サービス」

- ・ 検索キーワード
「**狩猟免許試験**」
- ・ URL
https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay



手続き一覧から申請フォームを選択いただき、案内に従って必要事項を入力してください。また、以下の書類を申請フォームに添付することで提出してください。

①銃砲刀剣類所持許可証	・ PDF 形式または JPEG 形式に電子ファイル化した電子データ、もしくは撮影をした画像データを出願フォームに添付することで提出してください。 ・ 銃砲刀剣類所持許可証がある方は、顔写真のあるページを見開きで添付してください。
※(1)申請準備①で「ア」に該当する場合	<u>※(1)申請準備①で「イ」に該当し、診断書を準備した場合、電子申請フォーム上では「診断日・受診機関名」の入力が必要になります。画像添付は不要です。(3)のとおり原本を郵送してください。</u>
②顔写真	以下の規格に合う写真の画像を添付してください。 ・ 申請前 6 か月以内に撮影したもの ・ 無帽で無背景、正面を向いているもの ・ 上三分身である(胸部より上が写っている)もの ・ png、jpeg、jpg のいずれかであること

(3)「必要書類」の提出

・ 医師の診断書原本

(銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による所持許可証を提出する場合は不要。)

・ 狩猟免状郵送用レターパックプラス (郵送による免状交付を希望される方)

※ 医師の診断書原本は、申請後すぐに郵送してください。

提出が確認できないと手数料納付が行えず、提出されるまでは審査をすることができません。期限が迫っている場合は、「速達等」の利用を推奨します。期限内に到着しなかった場合は受験できません。

※ 郵送による書類提出は、期限【必着】でお願いします。

(4) 手数料納付

審査が完了しましたら、申請の際に使用したメールアドレス宛に、手数料納付に関するメールを送付します。案内に従い納付期限までに各種クレジットカードやコード決済、ペイジーで手数料を納付してください。

※ 期限までに納付されない場合は受験できません。

(5) 受験票の印刷

手数料の納付が確認できましたら、申請の際に使用したメールアドレス宛に受験票を PDF 形式で送付します。

内容を確認し、A4 用紙に印刷 (白黒可)して、試験当日会場に持参してください。

○窓口申請

(1) 申請準備

必要に応じて、以下のものを準備してください。

① 狩猟免許申請書（受験票用紙含む）【必須】

※ 用紙の入手方法は、「8 狩猟免許申請書（受験申込用紙）の入手方法」を御確認ください。

② 顔写真 1 枚【必須】

- ・申請前 6 か月以内に撮影
- ・無帽、正面、上三分身（頭から胸まで）、無背景
- ・大きさ 縦 3.0cm、横 2.4cm

※ 裏面に氏名を記載して、狩猟免許試験申請書の受験票部分に貼り付けて提出してください。

③ 次の ア・イ のうち、御自身の状況に応じたいずれか 1 つの書類【必須】

ア 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による所持許可証（写し）（上記規定による許可を受けている場合）

※ 以下の条件を満たしていること。

- ・許可証の交付年月日が申請日から起算して 3 年以内であること。

※ 顔写真が貼付されているページを使用するので、各種欠損等がないか確認すること。

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号から第 4 号に該当しない者であることを証する医師の診断書（原本）

（アに示した規定による許可を受けていない場合）

※ 以下の条件を満たしていること。

- ・医師（診療科は問わない。ただし歯科医師は除く。）が発行したものであること。
- ・申請日から起算して 3 か月以内に発行されたものであること。
- ・医療機関の所在地、名称、医師名が明示されていること。

※ 診断書の様式は、この案内の末尾に付属していますので、御活用ください。

※ 県では、診断書が発行可能な医師の紹介は行っておりません。

※ 受験ができなかった場合でも、診断書取得に要した経費等は補償できません。

※ 令和 7 年度の埼玉県の狩猟免許試験及び狩猟免許更新の申請時に有効な診断書を提出し受理されている場合、年度内の試験の申請に限り、診断書を省略可能とします。

④ 手数料 5,200 円と納付手段【必須】

(ただし、申請時点で既に他の種類の狩猟免許を所持している方は 3,900 円。)

手数料は、原則キャッシュレス決済でお支払いいただきます。下記キャッシュレス手段を御準備ください。

支払方法	決済ブランド	備考
クレジットカード デビットカード	Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club	左記ブランド以外は使用できません。
電子マネー	nanaco、WAON、楽天 edy	環境管理事務所では、電子マネーのチャージはできません。
交通系電子マネー	Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、nimoca、はやかけん	
コード決済	PayPay、au PAY、楽天ペイ、d 払い	

※キャッシュレス決済での納付ができない場合には、当日窓口で発行する納付書を近隣の金融機関やコンビニエンスストアに持参し、支払い後に再び窓口にお戻りいただく必要があります。(窓口での現金納付は受け付けできません。)

※電子申請で使用可能なクレジットカード、デビットカードにおいても、窓口申請で使用できないブランドがございますので御注意ください。

⑤ 狩猟免許郵送用レターパックプラス(送付先住所と氏名を記入したもの)

(※郵送による免許交付を希望される方のみ必須)

※ 提出が確認できない場合、狩猟免許はお住まいの市町村を管轄する環境管理事務所(別表参照)の窓口で交付します。

※ 未受験又は不合格となった場合で、提出したレターパックプラスの返却を希望する場合は、合格発表から 1 か月以内に、提出した環境管理事務所へ御連絡ください。なお、それ以降に御連絡いただいた場合は対応できません。

(2) 申請

お住まいの市町村を管轄する環境管理事務所に、(1)で準備したものを持参してください。窓口受付時間は平日の 9:00~11:30 及び 13:00~16:45 です。

受験票は手数料の収納が確認され次第交付します。

8 狩猟免許申請書(受験申込用紙)の入手方法

狩猟免許申請書の用紙は、次の(1)から(3)、いずれかの方法で入手できます。可能な限り、(1)のダウンロードで入手していただくようお願いいたします。

(1) ダウンロードする

埼玉県ホームページの「狩猟免許試験」のページからダウンロードしてください。

※ ページへのアクセス方法は、この案内の 15 ページをご覧ください。

※ 5月9日（金）からダウンロード可能です。

※ 御自宅のプリンタやコンビニ各社のネットプリントサービス等により、A4 用紙に片面印刷（両面印刷不可）して御使用ください。メール等の電子データでの提出はできません。

(2) 環境管理事務所で直接受け取る

埼玉県の環境管理事務所（この案内 16 ページの別表を参照）の窓口で5月9日（金）から配布開始予定です。

(3) 環境管理事務所から郵便で受け取る

お住まいの市町村を管轄する埼玉県の環境管理事務所（この案内 16 ページの別表を参照）に、次のア・イの2つをお送りください。受験案内（診断書参考様式含む）と狩猟免許申請書をセットでお送りします。

なお、配布開始よりも早くお送りいただいても、受験案内等は配布できません。

ア 申請書送付用封筒

（角形 2 号（A4 判対応）、送付先住所・氏名を記入、180 円切手を貼付）

※ 切手代は規格内(長辺 34cm 以内、短辺 25cm 以内)の封筒を使用した場合です。

イ 次のことを記載したメモ

- ・「狩猟免許試験申請書希望」 ※ 免許の「更新」と区別するため
- ・ 平日の日中に連絡の取れる電話番号
- ・ 氏名

9 試験当日の持ち物

(1) 受験票

(2) 鉛筆 又は シャープペンシル

(3) 消しゴム

(4) 眼鏡、補聴器等（適性試験の合格基準に達するため必要な場合）

※ 電子申請により受験申込した場合、受験票は印刷してお持ちください。会場で印刷することはできません。

※ 運動能力試験と技能試験がありますので、動きやすい服装と靴（サンダル不可）でお越しください。

※ 室温の高低に備え、体温調節のしやすい服装でお越しください。

※ 昼食は各自ご用意ください。

また、県民活動総合センター会場（第1回～2回、5回）は、レストラン「けんかつ食堂」を御利用いただくことも可能です。

10 試験の内容・合格基準

試験当日は、次に掲げる「知識試験」「適性試験」「技能試験」を実施します。

ただし、「知識試験」又は「適性試験」で不合格となった方は、「技能試験」は受験できません。

（1）知識試験

三肢択一式の筆記試験を実施。

- 出題数は 30 問（ただし、有効期間内の狩猟免許を所持していて他の種類の狩猟免許試験を受験する場合には、下記ア・ウ・エが免除され、イのみ 10 問）
 - ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令について おおむね 13 問
 - イ 猟具に関する知識について おおむね 6 問
 - ウ 鳥獣に関する知識について おおむね 9 問
 - エ 鳥獣の保護及び管理に関する知識について おおむね 2 問
- ※ 知識試験の問題は、受けようとする狩猟免許の種類により異なります。
- 試験時間は 90 分（試験開始から一定時間経過後、解答終了者は退室できる）
- 合格基準は 70%以上の成績であること。

（2）適性試験

視力試験、聴力試験、運動能力試験を実施。

- 視力試験の合格基準
 - 万国式視力表により検査した視力で、それぞれの免許の区分に応じ、以下の基準を満たしていること（矯正視力を含む。）。
 - ＜網猟、わな猟＞
 - 両眼で 0.5 以上であること。（ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。）
 - ＜第一種銃猟、第二種銃猟＞
 - 両眼で 0.7 以上であり、かつ、一眼でそれぞれ 0.3 以上であること。（ただし一眼の視力が 0.3 に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上であること。）
- 聴力試験の合格基準
 - 10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえる程度の聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。

- 運動能力試験の合格基準

狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。

ただし、これらの障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講じることにより、狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

(3) 技能試験

- 共通事項

狩猟免許の種類に応じ、それぞれの課題について判定員の指示により実施する。

採点は、当初の持ち点を 100 点とする減点式採点方法により行う。

合格基準は 70%以上の成績であること。(試験終了後の持ち点 70 点以上)

- 網猟

- 1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。
- 2 むそう網を架設すること。
- 3 鳥獣の図画を見て狩猟鳥獣か否かの判別を瞬時に行い、狩猟鳥獣の場合はその鳥獣名を答えること。

- わな猟

- 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。
- 2 くくりわな、はこわなのうち、1 つを選択し架設すること。
- 3 獣類の図画を見て狩猟鳥獣か否かの判別を瞬時に行い、狩猟鳥獣の場合はその鳥獣名を答えること。

- 第一種銃猟

- 1 模造銃について点検、分解及び結合の操作を行うこと。
- 2 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後、模造弾の脱包を行うこと。
- 3 2 人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。
- 4 休憩の際必要な銃器の操作を、模造銃を用いて行うこと。
- 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後、射撃姿勢をとること。
- 6 鳥獣の図画を見て狩猟鳥獣か否かの判断を瞬時に行い、狩猟鳥獣の場合はその鳥獣名を答えること。
- 7 4 種類の距離の目測を行うこと。

- 第二種銃猟

- 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後、射撃姿勢をとること。
- 2 鳥獣の図面を見て狩猟鳥獣か否かの判断を瞬時に言い、狩猟鳥獣の場合はその鳥獣名を答えること。
- 3 3種類の距離の目測を行うこと。

11 合格発表

試験の合格発表は、下記の期間、埼玉県ホームページ等で合格者の受付番号（試験当日に採番する番号）を次のとおり発表します。

なお、試験の合否について、電話やメール等でお答えすることはできません。

（１）掲載場所

ア 県ホームページ

イ 埼玉県庁（さいたま市浦和区高砂三丁目 15-1）本庁舎 1 階南側エレベータ前

ウ 埼玉県の各環境管理事務所（所在地はこの案内 16 ページの別表を参照）

（２）掲載期間

試験回	合格発表掲載期間
第 1 回	令和 7 年 7 月 3 0 日（水） から 8 月 1 2 日（火） まで
第 2 回	8 月 6 日（水） から 8 月 1 9 日（火） まで
第 3 回	8 月 2 9 日（金） から 9 月 1 1 日（木） まで
第 4 回	9 月 1 7 日（水） から 9 月 3 0 日（火） まで
第 5 回	令和 8 年 2 月 9 日（月） から 2 月 2 4 日（火） まで
第 6 回	2 月 1 6 日（月） から 3 月 2 日（月） まで

※ 初日はおおむね 9：00 から、最終日はおおむね 17：00 まで掲載します。

※ （１）イ、ウの閲覧可能時間は平日の 8：30～17：15 です。

12 狩猟免状の交付

狩猟免状は、住所地を管轄する環境管理事務所（別表参照）で交付します。

なお、交付開始日は次のとおりです。

試験回	免状交付開始日
第 1 回	令和 7 年 7 月 3 0 日（水）
第 2 回	令和 7 年 8 月 6 日（水）
第 3 回	令和 7 年 8 月 2 9 日（金）
第 4 回	令和 7 年 9 月 1 7 日（水）
第 5 回	令和 8 年 2 月 9 日（月）
第 6 回	令和 8 年 2 月 1 6 日（月）

※ 窓口受付時間は平日の 9：00～11：30 及び 13：00～16：45 です。

※ 交付開始後、2 週間以内に受け取りをお願いいたします。また、受け取りの際には受

験票を御持参ください。

- ※ 狩猟免許試験申込時に狩猟免許状郵送用レターパックプラスを提出している場合は、県環境管理事務所から免許状を郵送します。

13 成績の簡易開示

受験者本人に対し試験結果等を閲覧に供することから、次のとおり成績の簡易開示を行います。

(1) 開示内容

- ・ 知識試験の総得点
- ・ 技能試験の総得点
- ・ 技能試験の科目別得点

※ 個別の問題の正否や、技能試験の減点の内訳については開示できません。

(2) 開示対象者

受験者本人に限る（代理による開示請求はできません）

(3) 必要なもの

- ・ 受験票
- ・ 写真付きの身分証明書など、本人確認のできる書類

(4) 開示期間

試験回	開示期間
第1回	令和7年 7月30日（水） から 9月 1日（月）まで
第2回	8月 6日（水） から 9月 8日（月）まで
第3回	8月29日（金） から 9月29日（月）まで
第4回	9月17日（水） から10月17日（金）まで
第5回	令和8年 2月 9日（月） から 3月 9日（月）まで
第6回	2月16日（月） から 3月16日（月）まで

※ 土日、祝日を除きます。

(5) 開示場所

埼玉県庁 衛生会館1階 県政情報センター

※ 衛生会館は、本庁舎と第二庁舎の間にある建物です。

※ 電話による成績開示はできません。

(6) 受付時間

9:00～12:00 及び 13:00～17:00

14 諸注意

- (1) 申請後は、受験希望回、免許の種類の変更はできません。納付済みの申請手数料は、お返しできません。
- (2) すべての申請書類を揃えて申請してください。申請内容に不備があった場合は、受付できません。また、それによって生じた損害は補償できません。
- (3) 試験の内容は申請時点の状況で確定します。申請完了後に免許を取得されても、試験内容の免除及び手数料の差額の返還は行いません。
- (4) 既に他の種類の狩猟免許を所持している方が申請をした場合には、手数料は 3,900 円となります。この場合には、「知識試験」は「猟具に関する知識」のみ 10 題となります。
- (5) 申請後に、住所の変更となった場合は、速やかに申請した環境管理事務所へ御連絡ください。
- (6) 試験会場へは公共交通機関を御利用ください。やむを得ず自家用車等を利用する場合は、必ず試験会場の駐車場を御利用ください。(無関係の施設等への駐車や路上駐車はおやめください。)
- (7) 受験ができなかった場合でも、診断書の取得で生じた経費等は補償できません。
- (8) 試験会場への入場は受験者本人に限ります。同伴者(お子様・御家族等)の控室はありませんので、受験者本人以外の入場はできません。
- (9) 受付状況に関することは、埼玉県ホームページの「狩猟免許試験」のページを御確認いただくか、下記までお問い合わせください。

15 試験についてのお問合せ先

埼玉県環境部みどり自然課

電話 048-830-3154 (野生生物担当)

※ 試験問題に関する質問にはお答えできません。

※ 猟銃又は空気銃の所持許可手続に関することは、お住まいの地域を管轄する警察署にお問い合わせください。

埼玉県公式ホームページ「狩猟免許試験」

・ 検索キーワード

「埼玉県 狩猟免許試験」

・ URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/tyouzyu/syuryomenkyo/shiken.html>



(別表)

埼玉県環境管理事務所

事 務 所 名	所 在 地	お住まいの市町村	電話番号
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和 5-6-5 (埼玉県浦和合同庁舎)	さいたま市・川口市・鴻巣市・ 上尾市・蕨市・戸田市・桶川市・ 北本市・伊奈町	048(822)5199
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 (ウェスタ川越 公共施設棟 4 階)	川越市・所沢市・飯能市・狭山市・ 入間市・朝霞市・志木市・和光市・ 新座市・富士見市・日高市・ ふじみ野市・三芳町	049(244)1250
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 (埼玉県東松山地方庁舎)	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・ 毛呂山町・越生町・滑川町・ 嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ 鳩山町・ときがわ町・東秩父村	0493(23)4050
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20 (埼玉県秩父地方庁舎)	秩父市・横瀬町・皆野町・ 長瀬町・小鹿野町	0494(23)1511
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 (埼玉県熊谷地方庁舎)	熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・ 神川町・上里町・寄居町	048(523)2800
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 (埼玉県越谷合同庁舎)	草加市・越谷市・八潮市・ 三郷市・吉川市・松伏町	048(966)2311
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10	行田市・加須市・春日部市・ 羽生市・久喜市・蓮田市・ 幸手市・白岡市・宮代町・ 杉戸町	0480(34)4011

※ 診断書を発行できる病院、診療所に関するお問い合わせは、みどり自然課、各環境管理事務所で対応することはできません。

診 断 書

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

上記の者について、以下のとおり診断します。

- 1 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある次の病気にかかっている者ではない。
 - (1) 統合失調症
 - (2) そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - (3) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者ではない。
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者ではない。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

所 在 地 _____

医療機関の 名 称 _____

医 師 _____